



人事・労務に役立つ NEWS LETTER Vol.15
月刊 くろ う ど



発行: クロウド社会保険労務士事務所

〒720-0067 広島県福山市西町二丁目 8-27 ポートビル 4F

TEL 084-983-1198 FAX 084-983-1197 e-mail info@kuroudo-sr.com

働き方改革関連法案が遂に成立 主要改正規定は来年4月から順次施行

公布日(本年7月6日)から、旧雇用対策法の改正が施行されましたが、これは、「働き方改革に係る基本的考え方を明らかにする」といった内容となっています。

主要な改正が本格的に施行されるのは、平成31(2019)年4月1日からとなります(以後、段階的に施行)。いつまでに、どのような対応が必要となるか? 気軽にお尋ねください。

なお、具体的な改正規定の内容につきましては、適時紹介させていただきます。



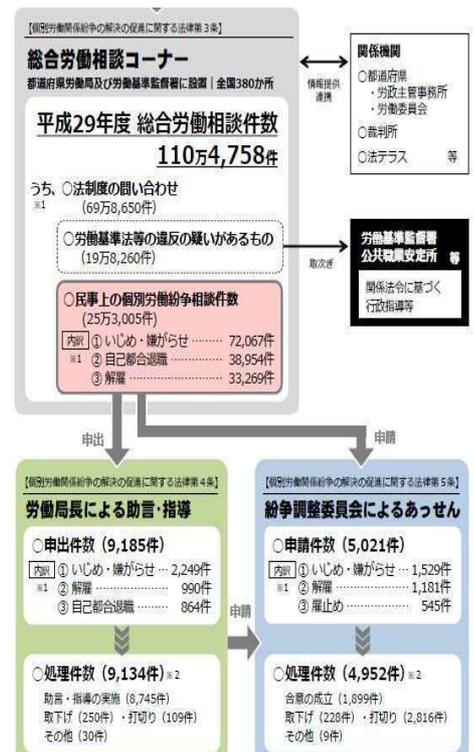
**「いじめ・嫌がらせ」が労働トラブルのトップ
「個別労働紛争解決制度の施行状況(平成29年度)」**

6月27日に、厚生労働省から、平成29年度「個別労働紛争解決制度の施行状況」が公表されました。

「個別労働紛争解決制度」は、個々の労働者と事業主との間の労働条件や職場環境などをめぐるトラブルの未然防止や早期解決を支援するもので、「総合労働相談」、労働局長による「助言・指導」、紛争調整委員会による「あっせん」の3つの方法があります。

- 総合労働相談、あっせん申請の件数はいずれも前年度と比べ減少、助言・指導の申出件数は増加。
- 総合労働相談件数は110万4,758件で、10年連続で100万件を超え、高止まり
- 民事上の個別労働紛争の相談件数、助言・指導の申出件数、あっせんの申請件数の全てで、「いじめ・嫌がらせ」が引き続きトップ
- 民事上の個別労働紛争の相談件数では、72,067件(同1.6%増)で6年連続トップ
- 助言・指導の申出では、2,249件(同1.9%増)で5年連続トップ
- あっせんの申請では、1,529件(同6.9%減)で4年連続トップ
- 「いじめ・嫌がらせ」以外では、「解雇」、「自己都合退職」、「雇止め」の件数が多い
- 民事上の個別労働紛争の相談件数では、2位が自己都合退職(38,954件)、3位が解雇(33,269件)
- 助言・指導の申出では、2位が解雇(990件)、3位が自己都合退職(864件)
- あっせんの申請では、2位が解雇(1,181件)、3位が雇止め(545件)

★厚生労働省では、今回の状況を受けて、総合労働相談コーナーに寄せられる労働相談への適切な対応に努めるとともに、助言・指導及びあっせんの運用を的確に行うなど、引き続き、個別労働紛争の未然防止と迅速な解決に向けて取り組んでいくとのことです。企業の経営担当者としては、個別労働紛争のトップが「いじめ・嫌がらせ」であるということは知っておきたいところです。このような状況をみると、各企業において、各種ハラスメントの防止対策などに万全を期す必要があるといえます。



特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン Q&Aを更新

個人情報保護委員会から、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」などに関するQ&Aを更新したとのお知らせがありました（平成30年6月更新）。

追加・更新された箇所のうち、企業実務にも関連があるものを紹介させていただきます。

平成30年6月に更新されたQ&Aのうち、主要なものは次のとおりです。



<個人番号の利用制限-3>

Q1-3 複数の個人番号関係事務で個人番号を利用する可能性がある場合において、個人番号の利用が予想される全ての目的について、あらかじめ包括的に特定して、本人への通知等を行ってよいですか。

A1-3 事業者と従業員等の中で個人番号の利用が予想される事務であれば、あらかじめ複数の事務を利用目的として特定して、本人への通知等を行うことができます。**なお、従業員等ごとに利用目的を特定し、通知等する必要はなく、事業者の利用目的を特定し、まとめて通知等することができます。**

更新箇所→赤字の部分を削除・追加

更新理由→将来的な利用可能性も含めて包括的に特定できる旨を明確にするため、記載を追加

<個人番号の提供の要求-6>

Q4-6 従業員や講演料等の支払先等から個人番号の提供を受けられない場合、どのように対応すればよいですか。

A4-6 **法定調書の作成などに際し、従業員等からマイナンバー（個人番号）の提供を受けられない場合でも、安易に法定調書等にマイナンバー（個人番号）を記載しないで税務署等に書類を提出せず、従業員等に対してマイナンバー（個人番号）の記載は、法律（国税通則法、所得税法等）で定められた義務であることを伝え、提供を求めてください。**

それでもなお、提供を受けられない場合は、提供を求めた経過等を記録、保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にしておいてください。従業員等との間でマイナンバー（個人番号）の提供の有無を判別できますので、特定個人情報保護の観点からも経過等の記録を行うことが望ましいものと考えられます。

なお、税務署では、社会保障・税番号（マイナンバー）制度に対する国民の理解の浸透には一定の時間を要する点などを考慮し、マイナンバー（個人番号）・法人番号の記載がない場合でも書類を收受することとしています。マイナンバー（個人番号）・法人番号の記載は、法律（国税通則法、所得税法等）で定められた義務であることから、今後の法定調書の作成などのために、今回マイナンバー（個人番号）の提供を受けられなかった方に対して、引き続きマイナンバーの提供を求めていただきますようお願いいたします。

（注）マイナンバー（個人番号）の提供を受けられない場合における、「提供を求めた経過等の記録、保存」は法令上の義務ではありません。「いつ提供を求め、その結果として提供を受けられなかった事実」を事後的に明らかにすることが可能であればよく、提供を受けることができなかった個別の事情までは記録する必要はありません。

更新箇所→全面差替え

更新理由→国税庁ホームページ「法定調書に関するFAQ」(Q1-2)が更新されましたので、これに伴い更新。

★その他、個人番号の利用目的の通知等に関するQ&Aなどについても更新が行われています。詳しい内容については、お尋ねください。

お仕事 カレンダー 8月



8/10

- 一括有期事業開始届の提出（建設業）
主な対象事業：概算保険料160万円未満で、かつ請負金額が1億8,000万円未満の工事
- 7月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

8/31

- 7月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
- 6月決算法人の確定申告と納税・12月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）
- 9月・12月・翌年3月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで）
- 個人事業税の納付（第1期）
- 個人事業者の当年分消費税の中間申告
- 個人の道府県民税・市町村税の納付（第2期）



労働関係指標

労働関係指標 (2018年5月)

完全失業率 (季節調整値※2)	全国	2.2%	(前月差-0.3ポイント)	有効求人倍率 (季節調整値※2)	全国	1.60倍	(前月差+0.01ポイント)
	広島県	※1			広島県	2.00倍	(前月差+0.08ポイント)
就業者数 (季節調整値※2)	全国	6,673万人	(前月差-20万人)	定期給与※3 現金給与総額※4 (現数値)	全国	275,443円	(前年同月比+2.1%)
	広島県	※1			広島県	263,504円	(前年同月比-0.2%)

※1 広島県の完全失業率と就業者数の値は四半期毎に公表されています。(2018年4月～6月平均を2018年10月号にて掲載予定)

※2 季節調整値：前月からの変化を適切にとらえるため、季節変動の影響を除いた数値(原数値から季節変動を除去した結果数値)

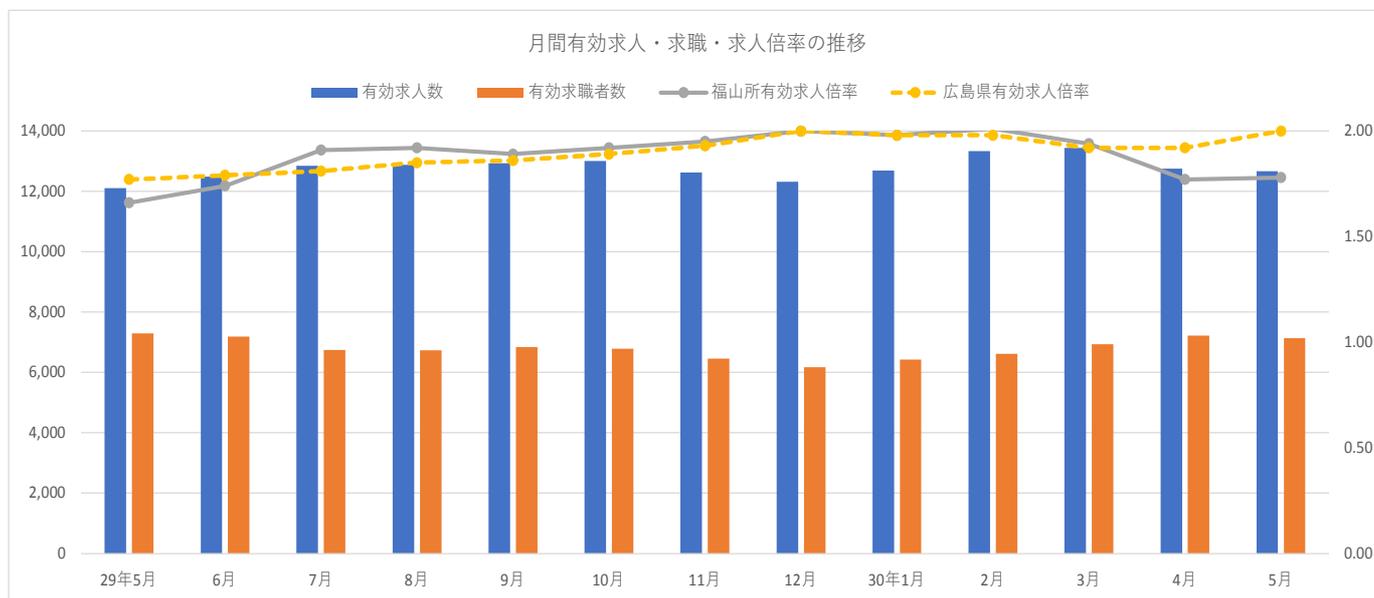
※3 定期給与：あらかじめ定められている支給条件と算定方法によって支給される給与のこと

※4 現金給与総額：「決まって支給する給与(定期給与)」と「特別に支払われた給与(特別給与)」の合計額

●平成30年5月の福山公共職業安定所管内の雇用失業情勢

2018(平成30年)7月号を加工して作成

- 有効求人倍率は1.78倍で、前月比0.01ポイント上昇。前年同月比0.12ポイント上昇
 - ・月間有効求人数は12,668人で、前月比0.7%減少。前年同月比4.7%増加。
 - ・月間有効求職者数は7,136人で、前月比1.2%減少。前年同月比2.1%減少
- 新規求人倍率は3.06倍で、前月比0.87ポイント上昇。前年同月比0.55ポイント上昇
 - ・新規求人数は4,730人で、前月比7.0%増加。前年同月比14.2%増加。
 - ・新規求職申込件数は、1,547人で、前月比23.5%減少。前年同月比6.2%減少
- 就職件数は511人で、前月比10.7%減少。前年同月比12.8%減少



平成30年度の地域別最低賃金額改定の目安を公表

7月26日付で公表された情報によると、今年度の目安が示した引上げ額の全国加重平均は26円（昨年度は25円）となり、目安額どおりに最低賃金が決定されれば、最低賃金が時給で決まるようになった平成14年度以降で最高額となる引上げとなります。また、引上げ率に換算すると、3.1%（昨年度は3.0%）となっています。

例年通りであれば、来月にも都道府県ごとに正式な上げ幅を決定し、10月を目途に順次改定されます。最低賃金に関する続報が入り次第、改めて本誌でお知らせいたします。

なお、このたび公表された中国・四国地方9県の目安額は以下の通りです。

上げ幅	都道府県（目安額）
+26円	・広島県（844円）
+25円	・岡山県（806円） ・山口県（802円） ・香川県（791円） ・徳島県（765円）
+23円	・島根県（763円） ・鳥取県（761円） ・愛媛県（762円） ・高知県（760円）



営業日及び夏季休暇のお知らせ

2018年8月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

2018年9月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

赤文字の日、及び青文字の日は
休みとさせていただきます。

8月11日（土）から8月19日（日）の期間、
当事務所は夏季休暇とさせていただきます。
ご不便をおかけしますが、なにとぞご理解の
程よろしくお願い申し上げます。

編集後記

このたびの西日本豪雨の被害に遭われた皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。皆さま方の安全とご健康を願い、一日も早い復興をお祈りいたします。

暑い日が続いております。7月20日は土用の丑の日でした。暦の上では夏土用の期間を暑中といい、1年で最も暑さが厳しい時期とされています。土用の丑の日にウナギを食べる習慣が定着したのは1700年代後半の江戸時代だそうです。暑い夏を乗り切るための栄養食としてウナギが知られていたのはそれよりもはるか昔、奈良時代には万葉集に夏痩せに効果のある食べ物としてウナギを勧めている歌が残っています。丑の日にウナギを食べる習慣は、厳しい暑さの夏に栄養をつけ、より元気に過ごしたいという先人の知恵といえます。

先人の知恵とは昔の人が色々な経験を経て生まれた優れた知恵や技術のことで、そこにはたくさんの学ぶことがあります。「今の時代、昔のやり方なんて古い」と、先人（先輩）の教えに耳を傾けない人も少なくありません。確かに時代は変わっており、そう思うのも仕方ないのかもしれませんが、しかし、成功には成功した理由があり、うまくいっている人にはうまくいくためのやり方、考え方あるのです。その人達から学び、身に付けることで一から力をつけるよりも早く成長することができます。

先人の教え（成功者の考え方等）を知ることを通じて、きっと何か新しいことが見えてくる。私はそう信じています。